

事 務 連 絡
平成 30 年 4 月 17 日

各 位

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

事業所において使用している家電 4 品目を処分する場合の扱いについて（周知依頼）

平素より環境・リサイクル行政に係る施策に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

当室においては、事業者に対して、事業所で使用している家電 4 品目（家庭用のエアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を処分する際には、家電リサイクル法等に基づき適正に排出するよう周知・啓発を行っております。

この点、多くの事業者に対して周知を行う必要があるところ、貴会におかれましては、可能な範囲において、会員企業等に対して下記資料を御案内いただきたく、御協力をお願い申し上げます。

家電 4 品目を使用している事業者向け資料（チラシ）

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/recycle_office.pdf

【参考】事業所で使用している家電 4 品目（家庭用機器）の一例

オフィスの家庭用テレビ・家庭用冷蔵庫

社宅や研修所の家庭用エアコン（会社所有）

リース/レンタル事業で用いる家庭用テレビ・家庭用洗濯機

賃貸住宅の家庭用エアコン（オーナー所有）

ホテルや病院の家庭用テレビ・家庭用冷蔵庫

【連絡先】

経済産業省商務情報政策局情報産業課環境リサイクル室

担当：鈴木、岡山

03-3501-6944

kaden-recycle@meti.go.jp